



八木 正宣

今年も確定申告時期を無事乗り越えることができました。ただ、この時期の税務調査も増え、今年は10連休を挟んで、2月、3月決算の業務が迫っており、確定申告時期からずっと忙しい時期が続いていて、乗り越えた感じがしません。従業員の働き方改革とともに、業務の改革と経営者の働き方も変えていかなければならないと、痛感する今日この頃です。



名倉 さつき

今まで、子供と一緒に布団で寝ていたのですが、最近二段ベッドを購入し、子供部屋ができて、子供同士ベッドで寝るようになりました。秘密基地のような、テントのような何ともいえないような空間のようで、喜んでいきます。私的には、うれしいような、寂しいような・・・。



日浦 遥

歯磨きが嫌いな子供達に電動歯ブラシを買ってみました。大好きなキャラクターの絵につられ、大喜びで毎日磨いています。「歯がツルツルになった!気持ちいい!」と磨き心地も良い様子。おかげで毎日歯磨きに悪戦苦闘していた私の心もスッキリしました。



松倉 陽子

大阪市立美術館でのフェルメール展に行ってきました。貴重な作品を間近で鑑賞できて、とても感動しました。記念に買ったマグネットを自宅の冷蔵庫に貼って、家事の合間に眺めて余韻に浸っています。



市村 沙織

子どもがこの春、小学生になりました。幼稚園への送迎がなくなるとはこんなに楽なのかと、心の中で小躍りしています。習い事も上の子と一緒にに行かせるようにしたので、日々の送迎の負担がぐっと減りました。これを機に家の手伝いも一つずつ義務付けて、どんどん楽をしようと企んでいます(笑)。



田村 奈保子

子どものころに見ていた「世界名作劇場」に中2の次女がハマっています。「アルプスの少女ハイジ」に始まって「フランダーズの犬」、そして現在は「あらいぐまラスカル」を見ています。私も時々見ているのですが、ストーリーは知っているはずなのに、先日は「フランダーズの犬」の最終回で号泣してしまいました・・・年とともに涙腺が弱くなって困っています。(涙)



古川 和代

お古のiPhoneを子供に持たせることにしました。親と子供のiPhoneを連携させることで、子供がどのアプリを何分使っているのか把握でき『一日にこのアプリは30分まで』と制限をかけることもできます。今までは、口頭で「1日1時間まで!」と言ってもなかなかいうことを聞いてくれなかったのですが、自動的にアプリがシャットダウンするようになったので、子供と揉める理由が一つ減りました。



谷田 佳子

昨年の確定申告時期、歯が痛くなったのですが歯医者さんに行かないまま、なんとか1年乗り越えました。ですが、今年も痛くなり、詰め物が取れたこともあり、堪えきれず約4年ぶりに診てもらうことにしました。いろいろ見つかるのが怖くてずっと行かずいた4年間でしたが、予想を上回る口腔状態(泣) 毎週歯医者に通う日々がしばらく続きそうです。



村田 美香

この2週間ほど、朝一番に白湯を飲んでいきます。季節の変わり目でなんとなく不調が続くようになり、始めてみました。あるサイトでは3日も続ければ違いが出てきます!と書かれていましたが、一向に変化が出てくる兆しなし。そろそろ心が折れそうです。運動や食事制限なしで、楽にできて即効性のあるいい方法、ないかなあ。



福田 宗弘

確定申告後、事務所が理事会員として加入している日本M&A協会主催のバリ国際会議に参加させていただきました。日本各地の会計事務所の先生と話をすることができ、大変刺激をいただきました。M&Aは事業承継の1手法として認知度が高まりつつあります。今後、M&Aについても情報発信していけたらと考えております。

SBL通信

税理士事務所 SBL 広報誌
vol.67

SBL PRESS Issue67

ビジネスと生活を応援するSBLの事務所通信



お知らせ
新元号への移行に伴う対応
税理士事務所SBLのクレド
TAX TOPICS

七転び八お記

福田のファーマーズ愛-平成元年と令和元年-

編集後記

TAX TOPICS

消費税率引上げに伴う ポイント還元

お知らせ 2
新元号への移行に伴う対応 2
税理士事務所SBLのクレド 3
TAX TOPICS
-消費税率引上げに伴う ポイント還元- 4,5
七転び八お記 6
福田のファーマーズ愛 7
編集後記 8

住民税の改定対応

6月は特別徴収を行う住民税の改定月です。5月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、早めに給与計算ソフトのマスターデータ(住民税の額)を変更しておきましょう。

自動車税の納付

4月1日現在、自動車(軽自動車を除く乗用車やトラックなど)を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。

税理士事務所 SBL のクレド

「私たちは、お客さまにより満足していただけるよう取り組みます。」

「私たちは自己研鑽に努め、幅広く質の高いサービスが提供できるよう取り組みます。」

「働く従業員の自己実現をかなえる事ができる事務所づくりに努めます。」

SBLは平成16年に創業し、今年16年目を迎えます。今一度創業時の想いを込めてクレドを明文化し公表することにいたしました。クレドとは、ラテン語で信条・志・約束を意味し、企業活動や仕事の基準になる信条・価値観で、経営理念よりも具体的な行動指針です。

クレドを公表することで、その企業の社会的責任を示すことができます。

また、従業員への活動指針を示すことができ、働くことの意味や目的を企業内で共有することで、企業文化の形成や優秀な人材の維持確保につながることが期待できます。

新元号への移行に伴う対応

元号の変更が企業の実務に与える影響は、どのようなことがあるのでしょうか？

和暦と西暦の使用状況について

まず、自社で作成する請求書や領収書、給与明細など、また取引先とかわしている書類など年月日を記入している書類で、和暦・西暦の使用状況を確認しましょう。

「平成」を使用している印刷物は「令和」や西暦での表記の変更が求められます。

ソフトウェアの更新

クラウド型のソフトは自動でアップデートされますが、インストール型のソフトの場合は、新元号改元に対応するためにソフトウェアのアップデートやバージョンアップが必要になります。

また、バージョンアップになると有償になることも多いので、そのための支出が必要となります。

国税庁からの「新元号に関するお知らせ」

新元号への移行に伴い同庁ホームページや申告書等の各種様式を順次更新していきます。

なお、納税者が提出した書類については、例えば「平成31年6月1日」と平成表記の日付で提出しても有効なものとして取り扱うこととしています。

便乗した詐欺に注意を

すでに携帯電話会社を名乗ったキャッシュバックキャンペーンを騙るなりすましメールが出回っています。メール本文に記載されているURLをクリックしないよう気をつけてください。

実在する団体名を名乗り、法律が変わるなどと謳い、口座情報やキャッシュカード、個人情報を騙し取る手口もあり、改元に便乗した詐欺被害は今後も発生するとみられていますので、ご注意ください。

LINE Pay で 税金のキャッシュレス決済が可能に

2018年11月30日より、税金の収納代行を取り扱っている地銀ネットワークサービスが「LINE Pay 請求書支払い」に対応することになり、LINE Pay で税金支払いが可能となりました。

対象となるのは主に地方税で、自動車税や固定資産税が支払えます。

国税(所得税など)は未対応です。

LINE Pay 請求書支払いとは

LINE アプリ内の「ウォレット」から「請求書支払い」に進み、コードリーダーで請求書のバーコードを読み取り、チャージされたLINE Pay から支払える機能です。

支払手数料は基本的に無料で、一部の請求書に限り手数料が発生します。

公共料金や通販の支払いにも対応

関西電力や保険会社、大手通販会社の支払いにも対応しており、土日や夜間を問わず、家にいながらスマホだけで支払いが行えるので便利です。

今後もLINE Pay をはじめスマホ決済に対応する企業や店舗は、消費税増税にむけて増えてくるでしょう。



taxtopics

消費税率引上げに伴う ポイント還元

キャッシュレス決済で最大5%

令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、消費税増税対策として、消費者が中小企業でクレジットカードや電子マネーなどを使って買い物をしたとき、10月～来年6月末に限って決済額の最大5%分が政府の補助でポイント還元されます。

コンビニなどのフランチャイズは2%、売上高500億円規模を超える企業は対象外になります。

ポイント還元の導入目的

導入目的の一つは消費税増税後の消費低迷を抑え、景気悪化を防ぐ狙いです。

もう一つの目的はキャッシュレス決済の普及を促し、生産性を高めることです。

消費税率の引き上げ幅の2%を大きく上回る5%の還元となり、消費者には注目度が高い消費税増税対策です。

消費者と加盟店舗のメリット

消費者だけのメリットかと思えば、そうではなく、ポイント還元制度対象店舗側(中小・小規模事業者に限ります)にもメリットのある事業となっています。

ポイント還元を採用する決済事業者は、加盟店登録した対象店舗に対して加盟店手数料を3・25%以下にして、さらに、この加盟店手数料の3分の1を国が補助。

また決済端末は国が3分の2を、決済事業

者が残り3分の1を負担し、店舗側の負担をゼロにし、中小企業のキャッシュレス決済の導入を促します。

消費者側：

対象店舗でキャッシュレス決済した際にポイント還元が受けられる。

加盟店舗側：

キャッシュレス決済の導入を行う際、端末機器を負担ゼロで手に入れられ、かつ、決済手数料が低額に抑えられる(期間限定)。

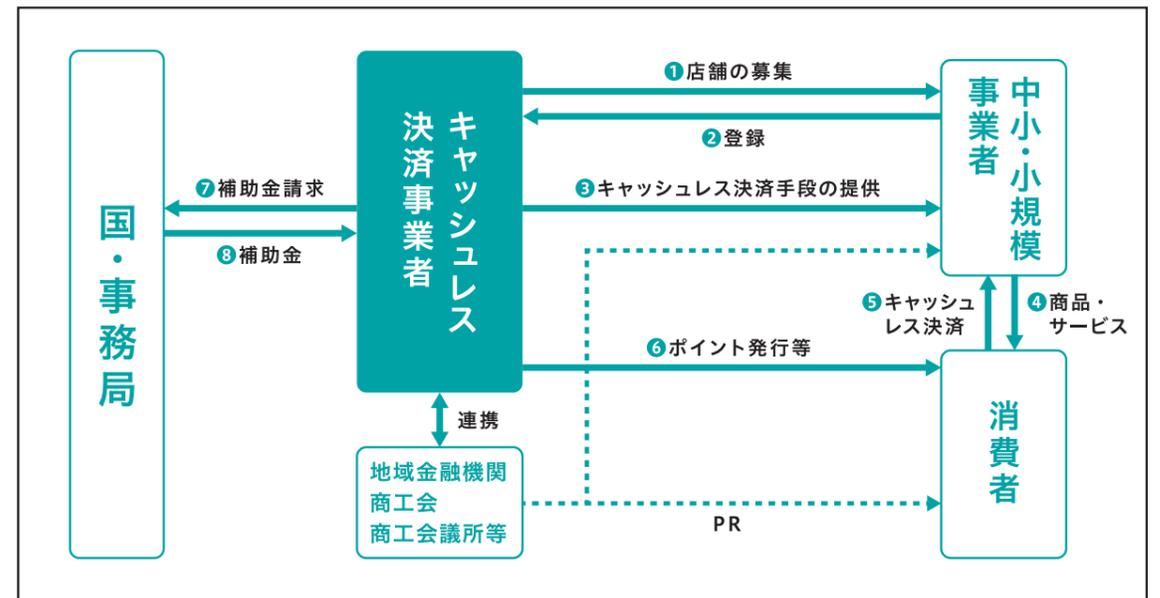
ここで留意すべき点は、軽減税率対策補助金との絡みです。

端末機器を負担ゼロで手に入れられるわけですが、この負担ゼロは、あくまでも端末本体と設置費用など対象が限定されている点です。他方、軽減税率対策補助金は補助金額に上限はあるものの、もっと幅広い範囲の設備を支援してもらえます。

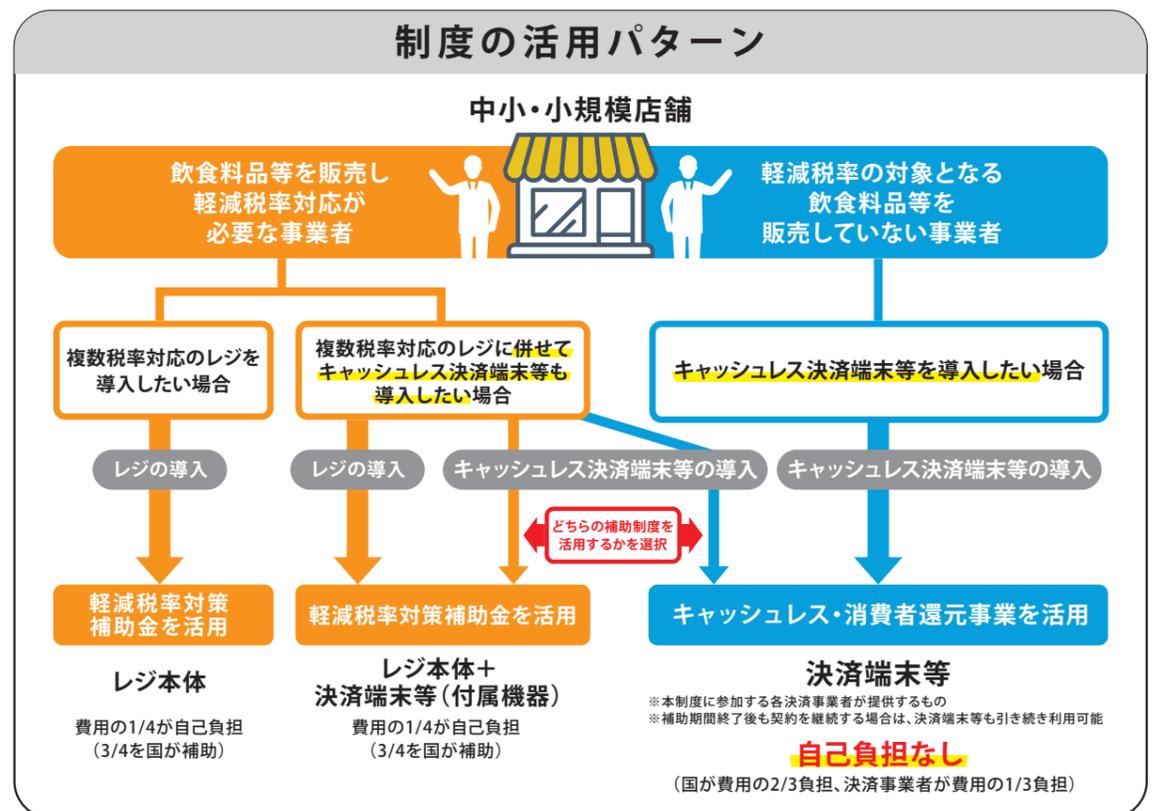
そのため、軽減税率の対応が必要な事業者は、どちらで申請した方が有利なのか、比較検討する必要があります。

加盟店になる方法

ポイント還元制度の対象店舗となるためには、キャッシュレス発行事業者に加盟店登録する必要があります。



補助内容	支援対象	優待内容
補助内容	中小・小規模事業者向け支援	●消費者還元率5% ●加盟店手数料補助1/3 ●端末費用補助2/3
	フランチャイズ等向け支援	●消費者還元率2%



還元事業に参加を希望する中小の小売店や飲食店などは、5月中旬以降に決済事業者を通じて申し込む必要があります！

七転び 八お記

税理士受験⑨

～順調な時の思わぬ落とし穴～

余裕の2年目、専念期間最終年の3年目

僕は、2年目の受験を順調に乗り越えた。昨年の失敗を踏まえ、試験当日の体調管理に気を付け、筆記具も体に負担がかからないものを使い、理論問題の暗記も自分の力のピークを試験日に持っていくように臨んだ。本番に向けて少しも不安はなかった。

2年目の財務諸表論、相続税法の受験は、何の問題もなく、予定通りの“合格”だった。

そして、受験勉強の専念期間として自分で定めた最終年の3年目に突入した。

3年目の試験科目は、勉強範囲のボリュームが一番多い法人税法と、一番少ない消費税法の組み合わせだ。

取捨選択の法人税法

法人税法は、税理士受験科目の中で最も分量が多い。受験生にとっては広範囲に勉強しなければならず、負担が大きい。

半面、どこかでミスしても、他の個所で十分挽回できる科目だ。

僕は、理論問題の暗記に力点を置き、計算問題のうち、時間がかかる割に正答率の低い「受取配当金の益金参入」の項目を問題が出題されても解かないと決めた。他の問題に集中したほうが効率が良いと判断した。

油断禁物の消費税法

消費税法は、理論問題が30題ぐらいし

がなく、計算問題も抑えるポイントは多くない。ある程度勉強をしていれば、高得点が取れる科目だ。短時間で合格レベルまで達することができるので、受験生からすると取り組みやすい受験科目だ。

僕は消費税法の模試で、理論問題も計算問題も点数を取りこぼした記憶がほとんどない。



ただ、計算問題は最初に判断を間違えると、その後の答えが全部間違ってしまうのが消費税法の怖いところだ。

消費税の問題は次の順に解いていく。

- ① 消費税の納税義務や計算方式の判定
 - ② 課税売上高の計算
 - ③ 課税仕入れの計算
 - ④ 棚卸や貸倒れの計算
 - ⑤ 納税額の計算
- ②を解くには①の答えを、③を解くには②の答えを使って導き出す。
- ①が間違ってしまうと、必然的に⑤まで間違ってしまうことになる。

油断していると、ケアレスミスが致命傷になりかねないのだ。

試験当日の審判

三回目の受験が終わった。法人税法の方は、合格ラインよりも余裕がある点数を取ることができた。しかし、消費税法の方は、落とし穴にはまってしまった。最後の最後に気が緩んだのだろう。

『順調な時ほど危機が訪れる。問題ないと考えること自体が問題である。』

日清食品の創業者である安藤百福氏も言っている通り、甘く見ていると足元をすくわれる。人生でも、会社経営でもそういうものなのだ。(八木)

福田の「コースズ愛」 平成元年と令和元年



「春雨のしくしく降るに高円の山の桜はいかにあるらむ」これは、河辺東人が降りしきる春雨を見て詠んだ一首で、万葉集第8巻に収められています。

高円山の桜は「もう咲いたかな?」とも「まだちってないかな?」とも訳され、現在の私たちが春の桜に寄せる思いは1300年前から変わっていないことにロマンを感じます。

平成の時代

私は今から30年前、平成元年5月に生まれました。

同年12月28日の大納会では日経平均が過去最高値を記録し、世界企業の時価総額でも上位50社中32社が日本企業と、世界を席卷するなど、とても景気のいい時代でした。竹下内閣のもと、消費税が導入されたのもこの年です。

その後、30年間のうちに日本は世界経済の変化に取り残され『失われた30年』と言われてきました。

また、去年10月現在において日本の総人口は8年連続減少し、主な働き手となる15～64歳の生産年齢人口は全体の6割を切り過去最低となりました。いかに少子高齢化が深刻であるかがうかがえます。

30年間での身近な変化

私が身近に感じた変化としては、年々増加する消費税、田畑の減少と住宅地の増加、学校のクラス数の減少、遊園地の閉園等でしょうか。暗い話題が多いですが、生活が便利になったのも事実です。

インターネット、携帯電話・スマートフォン

の普及、電子マネーの普及、外食産業、輸入雑貨等の充実。

もちろん、これらに付随して新たな犯罪も増加していますが、YouTuberが野球選手をはるかに凌ぐ給料を稼いでいるように、職業の選択肢も広がっていると感じます。

連載で書いてきた農業についても同様に、直売所の普及、ネット販売の拡大等により、仲卸を介さずに直接消費者とつながる仕組みが増加し、また機械化による省人化で生産の効率化が図られています。

今後、これら「スマートアグリ」といわれる分野の成長は目が離せないと感じています。

新元号「令和」に改元

5月1日から元号が新たに「令和」となりました。

「単に平成から令和にかわっただけ」との声も聞かれますが、私はそうではないと考えています。

インターネット、SNS等の普及により情報量がさらに増加（不正確な情報も増加）し、その取捨選択能力の優劣から情報格差社会がより進むと考えています。

「令和」の引用元となっている万葉集で1300年前の歌人の考えを学ぶことも大切ですが、次の30年間の情報社会を乗り切るため、常に情報の更新、発信を心がけていこうと考えております。(福田)

